

# 費用のご案内（刑事事件）

虎ノ門さくら総合法律事務所

〒105-0003

東京都港区西新橋 1 丁目 20 番 3 号 虎ノ門法曹ビル 7013

TEL 03-6205-7086 FAX 03-6205-7087

info@torasaku-sogo.com

●相談料：5,500 円／30 分

●刑事事件・少年事件（逮捕された場合等）

手続き		着手金	報酬金
起訴前	事案簡明な事件	3 3 万円	3 3 万円
	上記以外の普通の事件	5 5 万円～	3 3 万円
起訴後	事案簡明な事件	3 3 万円	3 3 万円
	上記以外の普通の事件	5 5 万円～	3 3 万円
少年事件	事案簡明な事件	4 4 万円	4 4 万円
	上記以外の普通の事件	5 5 万円～	4 4 万円
控訴・上告		事案による	事案による
受任前の接見		5 万 5 0 0 0 円	

※「事案簡明な事件」の例：事件は 9 割型解決しているが、念のため弁護士を付ける場合等。

※「普通の事件」の例：容疑を自白する一般的な罪名の事件（窃盗、覚せい剤等）。

※着手金は、弁護活動に着手する対価としてお支払いいただくお金です。

※契約後に再逮捕された場合には、追加着手金として 2 2 万円が加算。

※報酬金は、弁護活動の成果の対価としてお支払いいただくお金です。

※起訴前弁護では、不起訴又は略式起訴（罰金）で終了した場合、準抗告、勾留取消・勾留執行停止等によって身柄が解放された場合。

※起訴後弁護では、無罪判決、執行猶予又は検察側の求刑より判決が軽くなった場合。

※なお、以下の加算事由があります。

前科がつかなかった場合 2 2 万円

勾留を阻止した場合 2 2 万円

勾留延長を阻止した場合 1 1 万円

保釈許可決定が出た場合 33万円

接見禁止を一部解除した場合 11万円

賠償、示談、宥恕（1名分） 11万円～33万円

※起訴前から受任している場合で、起訴後も引き続き受任している事件を処理する場合、起訴後の着手金は、上記起訴後の着手金の2分の1とします（被疑者からの継続事件）。

※接見については、身体拘束橋により、接見の日当が生じる場合があります（例えば、東京にお住まいの父母から北海道で身体拘束されている子どもの方の弁護の依頼を受けた場合など）。身体拘束場所の距離や時間を検討し、日当を算定いたします。

※受任前の接見は、「弁護人となろうとするもの」として接見し、受任の判断をしていただくものです。受任前の接見をして、後日受任したときは、受任前の接見費用分を着手金から差し引いた額が着手金となります。

### ●犯罪被害・告訴告発

手続き	着手金	報酬金
犯罪被害者の犯人に対する金銭請求	加害者に請求する金額の11% + 5万5000円	回収した金額の11% + 11万円
告訴・告発	33万円から	着手金と同額とする。

※犯人が特定できていないときは、実費等が大きく発生する可能性があります。

※告訴・告発は、事案の種類や難易度によって着手金及び報酬金の変動します。

※告訴・告発の報酬は、捜査機関（警察等）に受理されることにより発生します。